

第5回教育委員会定例会議事要録

詳細—教育部庶務課 電話03-3981-1141

附属機関又は 会議体の名称	教育委員会定例会	
事務局（担当課）	教育部庶務課	
開催日時	平成29年5月10日 午前9時	
開催場所	教育委員会室	
出席者	委員	三田 一則（教育長）、藤原 孝子（教育長職務代理者）、樋口 郁代、北川 英恵、白倉 章
	その他	教育部長、庶務課長、学務課長、放課後対策課長、学校施設課長、指導課長、教育センター所長、統括指導主事2名
	事務局	庶務課庶務グループ係長、庶務課庶務グループ係主事
公開の可否	一部公開 傍聴人 0人	
非公開・一部公開 の場合は、その理由	報告事項第8、9、10号については、人事案件のため、非公開とする。	
会議次第	<p>第21号議案 平成29年度豊島区立学校運営連絡協議会委員の委嘱について及び 本区におけるコミュニティスクールの在り方について（指導課）</p> <p>協議事項第1号 豊島区立学校教科用図書採択について（指導課）</p> <p>協議事項第2号 「豊島区立図書館基本計画（素案）」に対するパブリックコメント 実施結果（図書館課）</p> <p>報告事項第1号 平成29年度豊島区立図書館予算概要（図書館課）</p> <p>報告事項第2号 区立小・中学校の児童・生徒数及び学級数の状況 （平成29年5月1日現在）（学務課）</p> <p>報告事項第3号 巣鴨北中学校（仮校舎）での給食提供について（報告）（学務課）</p> <p>報告事項第4号 平成29年度能代市との教育交流事業について（指導課）</p> <p>報告事項第5号 平成28年度教育委員会後援名義使用の承認状況について（第4四半 期）（庶務課）</p> <p>報告事項第6号 豊島区教育大綱の決定について（庶務課）</p> <p>報告事項第7号 三田一則教育長の執務報告（平成29年4月27日～5月10日）（庶務課）</p> <p>報告事項第8号 非常勤職員の任免について（学校開放指導員・学童指導専門員・学 童指導員）（放課後対策課）</p> <p>報告事項第9号 臨時職員の任免について（学校開放管理員・子どもスキップ臨時職 員）（放課後対策課）</p> <p>報告事項第10号 臨時職員の任免について（教育支援員）（教育センター）</p>	

事務局)

本日、委員の皆様全員お揃いでございます。傍聴希望者はありません。どうぞ宜しくお願いいたします。

三田教育長)

皆さん、おはようございます。只今から第5回教育委員会定例会を開会いたします。本日の署名委員を申し上げます。藤原委員、樋口委員、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

(1) 第21号議案 平成29年度豊島区立学校運営連絡協議会委員の委嘱について

三田教育長)

それでは、早速本日の議案に入りたいと思います。

第21号議案、平成29年度豊島区立学校運営連絡協議会委員の委嘱について、指導課長、お願いします

<指導課長 資料説明>

三田教育長)

ありがとうございました。

協議する前に確認をさせていただきたいのですが、学校運営連絡協議会設置要綱の構成の第3条の(2)内部委員のところ、校長等の「等」の他には何が入るのでしょうか。

次に、教頭と書いてありますが、教頭という職は本区においては存在しないので、これは副校長の書き間違いということでしょうか。

また、先程教員の説明がありましたが、一般的な教員が入れるのかということについて議論を要すると思うので、確認をお願いいたします。

さらに、2ページの例外規定の第10条「本要綱によらず行うことが特に必要と認める場合」とは、どういったことが想定されているのか確認をしていただきたいです。

どうぞ、指導課長。

指導課長)

大変申し訳ございませんでした。

第3条(2)の内部委員でございますが、①につきましては校長等の「等」を削除させていただきたいと思います。

また②につきましては、教頭という職が平成18年度以降ございませんので副校長という表記に修正し、3の校長等が認める場合には教職員の協議会への出席を命ずることができるという形に変えさせていただきたいと思います。

三田教育長)

分かりました。

指導課長)

また、例外規定の「本要綱によらず」でございますが、第5条の2で「再任は3期までとする」という規定になっております。各学校から出された学校運営連絡協議会の委員の中には3年以上の委員の方がいらっしゃいます。各学校で、その委員の方が、学校運営に

とってどれほど重要性があるのかということについて書いていただき、教育委員会に協議することができるという表記をさせていただいております。宜しくお願いいたします。

三田教育長)

はい、分かりました。

それでは、各幼稚園、学校から上がってきた委員の選任について同意をいただきたいと思うのですが、全体、要綱等も含めて、ご質問ご意見等ございましたら、伺います。

藤原委員、どうぞ。

藤原委員)

第5条の2「再任は3期までとする」という部分については、その学校の校長が特に必要と認める場合については教育委員会に協議するということになります。第5条2に関して、今何%程度が3期以上なのでしょう。

三田教育長)

いかがですか。統括指導主事。

統括指導主事)

申し訳ございません。至急確認をさせていただきたいと思っております。

三田教育長)

どうぞ、藤原委員。

藤原委員)

例えば7ページの駒込小学校の委員について、8年、8年、7年、8年、6年、7年、1年となっていて、現PTA会長は交代のため1年かと思うのですが、それ以外は非常に長いです。100周年を迎える学校ということもあり、そういうことがあるかもしれませんが、活性化していく必要もあると思っております。やはり今後検討が必要だと思いました。

三田教育長)

ありがとうございます。

どうぞ、指導課長。

指導課長)

ご指摘ありがとうございます。駒込小学校については、定例校長会において、学校運営連絡協議会の任期は3期であるということをお話させていただきました。また駒込小学校の野口校長とヒアリングをした際、今年度駒込小学校は創立100周年式を迎えるため、今年度はこのメンバーでいきたいという話がありました。次年度以降につきましては、101年目ということで、新たなメンバーでスタートをするように指示をしております。

三田教育長)

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。白倉委員どうぞ。

白倉委員)

この学校運営連絡協議会というのは、横の連携はあるのでしょうか。

指導課長)

この協議会の委員は、原則各学校から推薦するもので、例えば幼稚園と小学校、小学校と中学校、それぞれ2校に委員として推薦をされている方はいらっしゃると思いますが、横の連携は、原則として取っていません。

三田教育長)

樋口委員どうぞ。

樋口委員)

ありがとうございます。

私も藤原職務代理者と同じ意見です。7ページの学校に限らず、長期間務めている委員が中心の学校とそうでない学校があり、去年も同じ話をここでしたような覚えがあります。

指導課長は、定例校長会等でお話をしてくださっていますし、また、個別に対応もしてくださっているということで、その方向性でこれからも宜しくお願いします。

ただ、どうしてもこの人に核になっていただかなくては、という学校ももちろんあると思います。

去年北川委員からもお話のあった、PTAを必ず入れるという点は改善されたのでしょうか。

指導課長)

PTAにつきましては昨年度、この教育委員会定例会でご指摘いただいておりますので、一覧にして、各要綱に準じた形で委員が推薦されているかどうかについて確認を進めているところです。

また、先程樋口委員からお話いただきました、各学校の核となる方については、学校運営連絡協議会のあり方について検討していく上で、再度ご提案したいと考えております。

三田教育長)

どうぞ藤原委員。

藤原委員)

一つ提案がございます。例えば町会長が委員として入っています。必ず町会には副会長もいます。ですので、3年経験した後、副会長が交代して務めるというのも一つの案だと思います。その方が地域の方が学校に足を運ぶ機会にもなり、学校への理解を広げることにもつながると思います。そういったこともこの協議会の一つの役割かなと思いますので、学校にアドバイスしていただければと思います。

三田教育長)

どうぞ、指導課長。

指導課長)

ありがとうございます。

確かに町会長だけが町会を動かしている訳ではございませんので、町会の多くの方々に

学校の教育活動や子供たちの様子を見ていただく上でも、会長、副会長、もしくは、それに準じた役職の方に入っていただくことで学校教育の状況が把握できると考えております。今後、校長を通して新たなメンバーの招致について指導していきたいと考えております。
三田教育長)

周年行事が今年は6校ありますので、古くから事情を知っている方がいなければ上手くいかないといった事情もあると思います。委員歴が長い方や3期以上は絶対に駄目ということではなく、出来るだけ大勢の方に学校の風通しの良さや中身を知っていただき、関心を持って協力していただくということが、設置の趣旨だと思います。

今、藤原委員の提案にもありましたが、役割を分担している町会もあれば、町会長が1人で動いているといった町会もあるかと思います。お互いにシャッフルし、3分の1程度メンバーを変えながら、新しい目と長い目、両方で学校教育について協議できるシステムにすることが大事だと思いますので、各学校に指導の視点として対応していただければと思います。宜しくお願ひしたいと思います。

個別については各学校で出されてきているものですので、問題なければ承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ、北川委員。

北川委員)

先程樋口委員からもお話が出た保護者の代表ですが、該当がある学校は朋有小学校と朝日小学校でしょうか。

三田教育長)

何ページですか。

北川委員)

11ページと12ページを拝見しますと、元PTA会長はたくさんいらっしゃいますが、保護者の肩書の方がいない様ですので、もう一度確認していただければと思います。

三田教育長)

はい。分かりました。大事なところだと思います。

指導課長、よろしいですか。

指導課長)

はい。

三田教育長)

どうぞ、統括指導主事。

統括指導主事)

あと1校がまだ調整中ですので、改めてご報告、協議をお願いしたいと考えております。

三田教育長)

分かりました。

今後、平成28年度どのような問題や課題が出てきたのか、その問題や課題の改善が具

体的にどの程度進んだのか、協議会の議論の状況を各学校に確認していただきたいと思います。

協議された内容が学校経営の支援につながったのか、議論だけで終わってはいないか、場合によっては否定的なことはなかったのかという三つの視点から、学校教諭に対する評価、学校の評価にならざるを得ないと思いますが、校長がどう感じたのか、集約をして報告していただければと思います。

私の個人的な経験では、地域や学校の置かれた環境によって、微に細部に協力的な声をいただけたところがあれば、校長の対立軸となってしまっているところもありました。豊島区ではあるのかなのか分かりませんが、そうしたことを実態として拾っていただければと思います。

最後に、年度末には学校だより等で、外部評価として出された結果について保護者にお伝えしていると思うのですが、そういったものと関連づけて、一体として集約をしていくというシステムを作っていないと、全体の様子が見えなので設置している意味がありません。

これから議論していくことになると思いますが、これらを基にして、コミュニティスクールについて考えていきます。ですから、時代背景により学校運営協議会が一定の適切な役割を果たしたということで移行していくにしても、豊島区の中でどこまで到達したのかという総括を明確にして、十分に調査しておくようお願いしたいと思います。

指導課長)

毎年、年度末に学校運営連絡協議会の内容につきましては、学校評価という形で、各学校に作成の依頼をしてまとめています。それを改めて、再度30校の一覧という形で各学校の課題、問題、それに対する改善をどのように図ってきたかということについて見える化し、お示ししたいと考えております。

三田教育長)

何故そういったことを言うかということ、例えば幼稚園の学校運営協議会でどういった議論がされているのか、保護者代表や関係者からどういう声が上がっているのか、幼稚園の課題を検討していく中で、十分に反映していく必要があると思っています。

学校の改革や、課題の改善にもつながる大事なことだと思いますし、学校でできることとできないこと、教育委員会が応援しないとできないこともあると思いますので、その辺を是非知りたいという趣旨でございます。宜しく願いいたします。

樋口委員)

事務手続上のことですが、委員の推薦は学校長の推薦であるべきだと私は考えています。記入したのは副校長かもしれませんが、副校長名で指導課長に宛てるというのは違和感があります、この文書については、校長が責任をもって提出しているはずですので、校長名で出していただく方が良くと思います。

また、下の2行の注釈は通知文の中に織り込んで、外に出しても困らないような形にな

さったほうがよろしいと今日改めて感じました。

三田教育長)

かつては発行番号をとって、職名印を押して指導課長宛で提出する公文書でした。

教育委員会がお願いしていて、校長がお願いしている訳ではございませんし、共通理解が教育委員会と学校の間で必要だということになるかと思います。

今のご指摘にございますように、園長あるいは校長名で発行番号をとって、きちんと公文書として上げていただく方が良いと思います。

また、保護者の表記など、足りない箇所は各学校に改めて改善を求めて定着させていきたいと思いますが、いかがですか。

どうぞ、統括指導主事。

指導統括主事)

申し訳ございません、改善を図るように徹底してまいりたいと思います。ありがとうございます。

三田教育長)

では、この件、よろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第21号議案了承)

三田教育長)

以上で終わりますが、書式等の改善が終了後、承認したということでご確認をいただきたいと思います。

(2) 協議事項第1号 豊島区立学校教科用図書採択について

三田教育長)

では、次にまいりたいと思います。協議事項第1号、豊島区立学校教科用図書採択についてお願いします。

<指導課長 資料説明>

三田教育長)

説明が終わりました。

一般図書については昨年の教育委員会で採択しました。ご確認いただきたいと思います。

今回の教科用図書の採択についての規定について説明がございましたが、質問がございましたら受けたいと思います。

樋口委員)

17ページの組織図を基に確認をさせていただきたいと思います。昨年度は特別支援学級教科用図書、いわゆる107条本の調査部会があり、調査部会が調査したことを選定委員会に上げ、選定委員会の協議の基に教育委員会に提出されていたと思います。選定委員会には校長関係者だけでなく、通常、学校の代表者が入っています。保護者に107条本に関わって欲しいと思いますが、そういう流れだったと分かりました。

今年度は道徳の調査部会と107条本の調査部会があり、両方から挙がってきたものに

ついて選定委員会でその内容について審議して教育委員会に上がってくるという認識でよろしいでしょうか。

三田教育長)

どうぞ、指導課長。

指導課長)

ご指摘ありがとうございます。「特別の教科 道徳」の教科用図書に関する選定委員会、また特別支援学級における教科用図書に関する選定委員会からそれぞれ上がってきたものを、この教育委員会におきまして協議いただき、採択をしたい。そういう方向で進めております。

三田教育長)

よろしいでしょうか。

樋口委員)

分かりました。17ページの図では、特別支援学級の部会が一番下だけでしたので気になるりましたが、一般の方がご覧になった時に、理解できれば大丈夫かと思えます。

三田教育長)

表題が「教科用図書採択事務」と書いてありますが、教科用図書及び一般図書と表題を付けて、同じ文言にするという検討をしていただけませんか。

指導課長)

ご指摘ありがとうございます。早速、文言を変更し、次年度中学校の特別な教科書道徳の採択もございますので、反映させていきたいと考えております。

三田教育長)

前回の小学校、中学校の教科用図書の採択時には、出版社と特定の教員との不適切な関係性が全国的な話題になって大きな議論を呼んだこともありますし、そうしたことが発生しないように、共通理解をもって望みたいと思っていますので、確認をしながら資料に基づいて進めさせていただきたいと思えます。

まず1ページ目、今までは教科化されていなかった道徳が教科書として扱われるということですので、厳正な採択が必要だということ、道徳という教科の特性をしっかりと踏まえていこうということが、ここに書かれています。「道徳的な判断力の心情、実践的意欲や態度を育てる」ことを目的にして、小学校が今年度、中学校が来年度採択になります。来年度の小学校の教科用図書の採択に中学校の道徳の教科用図書も入ってくるという確認をしていただければと思えます。

次の3ページも大事なところで、第一回定例区議会で必ず、採択後すぐにオープンにしないのか、ということが聞かれます。このことについての確認ですが、説明を加えてもらいたいのですが。

どうぞ、細山統括指導主事。

統括指導主事)

その場ですぐに発表をしないのは、私共の採択結果によって、他地区に影響がないようにという配慮、対応をしているというところでございます。

三田教育長)

私からも確認させていただきますが、第2条に採択の時期についての言及があり、8月31日までに前年度の教科用図書の採択を行うこととなっていて、採択事務を取り扱っている東京都教育委員会に報告するのは8月31日以降です。今、統括から説明があったように、どの教科書に決まったという情報が流れ、話題を呼ぶ教科書もありますし、お互いに影響し合わないということをしっかり守っていくため、採択後直ちにオープンにしないという態度を取っています。

4ページの、第6条の3項「その他」について、ICT機器を活用した学習活動への対応に言及がありますが、豊島区は道徳について電子教科書を使わないという方針でしょうか。それとも採択の対象にするのでしょうか。豊島区は全校でICT機器の設置が徹底してできていて、環境としてはいつでも使えるという状態です。やる気とお金があるかどうかということだと思うのですが、どのように考えているのでしょうか。

どうぞ、指導課長。

指導課長)

来年度、小学校の教科書採択をした上で、ICT機器の有効性について検証する時間を取り、予算化を考えていきたいと考えております。

三田教育長)

教科書採択をした後に考えるということですか。

指導課長)

はい。

統括指導主事)

今、指導課長の話がありました通り、デジタル教科書化がどこまでされているのかということを調査して、可能かどうかも含めて報告をさせていただき、その有効性を検証していく予定です。

また、予算が非常にかかり、ICT機器の状況がそれに対応するかどうか、庶務課と連携しながら進めて参りたいと思います。

この教科書を採択するに当たりましては、ICT機器に十分対応できるデジタル化がされているかどうか調査させていただき、ご報告させていただきたい。それを踏まえて採択をしていただければと思っております。

三田教育長)

ぜひ真剣に調査して議論してもらいたいです。既に色々な教科書にバーコードが印刷されており、ネットを使って子供たちが学習できる環境になっています。今設置している学習情報センターは、そういうものを生かした教科書として、ペーパー以上にいろいろな意欲を持って学習することができる。そのように変わってきています。

教科書というのは、全国の子供たちが使っていく主たる教材です。豊島区の子供たちが遅れをとらないように調査を十分にしておき、どういうふうを選定委員会で選んで検討していくかということをお我々も議論したいと思っていますので、お願いしたいと思ひます。

教科書の採択権限をもう一度確認しますので、法的な根拠をきちんと説明してもらいたひです。

それから子ども文教委員会で、教科用図書の採択前に、特定の教科書について意見陳述も含めて陳情が出されました。これについて教育委員会としてどのように考えたのか、改めて確認しておきたいと思ひます。法的な根拠等について、まず、庶務課長からお願いしします。

庶務課長)

教科書採択については、これまで通り教育委員会の権限で採択を行います。政治的な中立性、公平性を確保した上で教育委員会が審議し、決定するということは地方教育行政法に規定されておひります。今回、制度改革が行われましたが、総合教育会議において、教科書採択のことについては協議することはふさわしくないとお逐一記載されているところでおひります。

三田教育長)

ありがとうございます。

改めて、委員の先生に確認しておきたいと思ひますし、私自身も3期目の所信表明の中でも、公平、中立性ということをおきちんと述べさせていただいておひりますので、それを貫いてやっていきたいと思ひておひります。

指導課長、補足をどうぞ。

指導課長)

教科書の採択につきましては、先程お話をあつたとおひり透明性、公正性は最重要事項でおひりますので、どこにも左右されない形で教科書採択を進めていただきたいとおひります。

三田教育長)

その他にも、宣伝物を教育委員の自宅に送りつけてくるとか、アポイントなく自宅まで押しかけてくるといった事案もあり、発生するたびに東京都教育委員会には報告をしておひりますが、大問題になるまで改善されてこなかったということもあひります。

公正な教科書として、子供たちに活用してもらえおひる良い内容でやっていきたいと思ひておひりますので、事務局が一丸となつて公正にやっていけるようおひりをしたいと思ひます。

どうぞ、北川委員。

北川委員)

公正な採択ということでお話をあひりました選定委員について、先程の規則では構成委員の氏名等は採択が終了するまで非公開とする、という項目があひりましたが、先程指導課長から保護者の代表として、具体的な名前はおひり出ませんでしたが、どういおひる人から内諾

を得ましたというお話がこの場であったのですが、そこまで言及してしまってよろしいのでしょうか。

指導課長)

平成29年度教科用採択細目の中に区立小・中学校保護者代表という形になっておりますので、小学校PTA連合会、中学校PTA連合会に依頼をし、構成メンバーとして入れる予定にしております。

三田教育長)

小学校PTA連合会の会長や校長会の会長に委員をやってもらうということは止めてもりたいと思います。PTA連合会にお願いしたら、PTA関係者は誰が出たか分かります。これは絶対やめてもらいたいです。

教育委員会が責任を持って、安全、抵触事項もなし、きちんと公正にできるという基準で選定委員や部会の委員を選ぶことが、法や要綱の精神です。

業者は「公正」に学校にお邪魔しますと言って、見本本を見せられてしまうという事件に巻き込まれます。脇が甘いと言われてもしょうがないと思います。

意思形成過程は、守秘義務を徹底していかなければいけない。保護者の方に守秘義務はありませんが、それをよく理解してもらって、終わるまでは他言しないようお願いしなければなりません。「私はそんなことは守れません」という人にやってもらうわけにはいきません。その辺も含めて厳密にやってもらいたいです。ここで提案しても、手続上甘いことをやっているの問題になってしまうと思います。

分かっているのは指導課長と教育委員会のメンバーだけで、他の人には守秘義務が課せられていなければいけないのではないかと思います。いかがですか。

指導課長)

ご指摘ありがとうございます。今申しました細目2の選定委員につきまして、改めてご指名という形とすると共に、代表として選ばれたからには誓約書を書いていただき、守秘義務をきちんと守れる人材を選定の委員として選出をしたいと考えております。

三田教育長)

きちんとした確認をとって委嘱をし、終わるまでは責任を持って、守秘義務を守って、厳正にやっていきたいと思いますので、宜しくお願ひしたいと思います。

では、他に委員の先生からご意見ございましたら、頂戴したいと思います。

藤原委員、どうぞ。

藤原委員)

細かいことですが、4ページの一般図書調査・選定基準の第7条、特別支援学級教科用図書の調査、選定（審査）の2番に、「系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書であること（特定の題材、もしくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書類的図鑑類、問題集等は適切でない）」、5ページの4番には「教科用として使用する適切な体裁の図書である」という文言があります。例えばパズル型の様な教材もあります

が、そういったものが適切でないということを徹底していただきたいと思います。

これまでの選定結果を見ますと、私は委員として心苦しいところがあり、きちんと精査していなかったのではないかと思います。

三田教育長)

委員には権限と役割を十分に発揮していただくことが必要だと思います。やっていないということでは困るというご指摘なので、しっかり文言通りやってもらいたいと思います。

指導課長)

ご指摘ありがとうございます。昨年度の一般用図書の採択の際に教育委員の皆様からいただいたご意見を参考に、今年度は調査部会の部会長を中心として、本当に一般用図書が子供たちの教育に役割を果たすのかどうか、教育という立場の中で必要性に値するかということについて、この要綱を示しながら話をし、特別支援学級教科用図書部会の中で適正に、そして選定委員会に出せる資料を作成するように指示を出していきたいと考えております。ありがとうございます。

三田教育長)

どうぞ宜しくお願いします。

昨年は全国的に教科書会社との不適正な関係や問題がある中、本区では原則を貫いて公正にやりました。しかし、議会の動きもあり政治的な動きもありますので、そうした中でも豊島区教育委員会として、責任を持って公平性を保って採択に当たりたいことを確認した上で、3ページから8ページまでの豊島区立学校教科用図書採択事務要綱は、本日、改正ということで一部強化して修正をしたこと、ご確認をいただきたいと思います。

なお、それに関する規則、採択の細目については参考にいただき、35ページの東京都教育委員会、中井教育長からの通知、39ページの文部科学省初等中等局長、藤原誠氏の通知、これらを参考に豊島区の採択要綱を決定したことについて確認をしていただいで、この案件を終わりにしたいと思いますが、よろしいですか。

(委員全員異議なし 協議事項第1号了承)

(3) 協議事項第2号 「豊島区立図書館基本計画(素案)」に対するパブリックコメント実施結果

三田教育長)

では、次に入りたいと思います。協議事項第2号「豊島区立図書館基本計画(素案)」に対するパブリックコメント実施結果についてお願いしたいと思います。図書館課長。

<図書館課長 資料説明>

三田教育長)

ありがとうございました。

説明が終わりました。ご質問はございますか。

どうぞ、藤原委員。

藤原委員)

委員として参加させていただき、私も大変勉強になりました。

パブリックコメントがたったの4件でしたので、残念に思いますが、このパブコメに関するアナウンスはどのようにされたのでしょうか。

三田教育長)

どうぞ、図書館長。

図書館長)

周知方法といたしましては、広報としま、区のホームページ、図書館ホームページに掲載という形です。また、図書館でも閲覧をできるようにしておりますが、年度末に重なったこともあり、もう少し早い時期にパブリックコメントを募集できれば良かったと反省はしております。ただ、どうしても時期的な事情もあり、4件ということではございますが、全般的にパブリックコメントは件数が少ない傾向がございますので、4件挙がってよかったという思いもございます。

三田教育長)

よろしいでしょうか、ありがとうございます。

29年度は樋口委員が教育委員会代表で出ていますので宜しくお願ひしたいと思ひます。北川委員どうぞ。

北川委員)

ご説明ありがとうございました。

各図書館がそれぞれのテーマを打ち出して、恐らく展示等もこれからしていただけると思ひますので、とても楽しみにしております。

一つ質問させていただきたいのが、通し番号27ページの2番で関係機関との連携強化で、地域の大学という文言がございますが、これは、地域の大学から資料の要望があれば、区立図書館から貸し出すということでしょうか、それとも区立図書館を通して地域の大学から一般の住民が何か本を借りられるという仕組みでしょうか。

図書館課長)

ご指摘の通りでございます、既に大学の図書館とは連携を組んでおります。

通し番号18ページの7をご覧くださいませでしょうか、図書ネット便という仕組みを実施してございまして、区内6大学の図書資料を相互に貸し出しができるような形になってございます。もちろん持ち出しのできないものもございませが、できるものはお借りすることができるといふことで、実績も既に上がっているところでございませ。

今年度につきましては文学講座を実施してございませ。一つは演劇や映像などと連携した文学講座で、既に定員いっぱいになってしまひましたが、講師は立教大学から派遣をお願ひしてございませ。また、6月から始まる古典文学講座、こちらは「仏教と源氏物語」といふテーマで大正大学から講師派遣をお願ひしてございませ、大学との連携をさらに密にしたいところでございます。

三田教育長)

今7大学になり、教育連携あるいは区との連携をやっておりますが、それぞれ大学の特色ある蔵書コーナーを作っていますので、教育委員会でも1回、視察したら良いのではないかと思います。アイデアをいただきながら、図書館でも配慮していただければと思いますので、宜しくお願いします。

どうぞ、白倉委員。

白倉委員)

図書館の休館日について聞きたいのですが、随分休館日が少ないと思いました。1週間に1日休館という図書館も多いですが、豊島区は頑張っているのですね。

三田教育長)

図書館長、是非アピールしてください。

図書館長)

ありがとうございます。

ご指摘のとおり、一昨年までは毎週月曜日に休館日を設けていたところですが、指定管理を導入し、民間の活力を上手に使いまして、1日は蔵書点検をしなければいけないのでどうしても必要な休館日となっていて、月2日の休館日でございます。

また、区立の直営館も3館残しまして、民間と合わせた指定管理を導入することによって、人材を振り分けることをやっております。

開館時間も1時間ずつ延長して、多くの方にご利用いただきたいと思っております。

白倉委員)

利用者としても大変助かります。

三田教育長)

官民共同で指定管理者方式をとって、今説明のあった各館の特色を出した展示や、閲覧や、蔵書も豊島区ならではの方式だと思っております、これは本区の図書館行政の誇りであります。

高野区長が中央図書館をあうるすぽつとに設置した際の、グレードアップしていかなければいけないという思いが基本にあって、改革が進んできたと思っております。

10ページ、11ページで、地域図書館という特色が謳われておりますが、私どもが進めているふるさと学習プログラムと合致して、地元の学校に行けば資料があるという、大変ありがたい格好で、教育ビジョンとも連動している内容だと思います。

それから、19ページの18番、としま情報スクエアの活用は、大いに賛成です。私どもも何回か教育について取材を受けて、情報スクエアに出させていただきましたが、これは非常に活用できて、区民の皆さんからも色々な声を聞かせていただくことができました。過去のものというよりも、新しい情報も入っていくことで、図書館としての機能も役割も果たせるのではないかと思います。

先程あった赤い鳥の話ですが、赤い鳥文学運動発祥の地で、大正期の自由教育もここから生まれて、そういう根底が豊島区にあります。モンパルナスやアトリエ村という、文化

の拠点としての町がかつてあって、受け継ぎながらさらに発展させて、国際アートカルチャー都市構想を打ち出している。

赤い鳥の文学については、田村俊子さんがご高齢で表彰式をやめたという経緯がありました。その後途絶えていて、寂しいなと思ったのですが、趣旨は児童文学史上、画期的な内容だと思いますので、今でも子供たちの教科書にも本にも書かれたものが伝えられているということで、発祥の地として、しっかり大事にしていきたいと思います。

図書館課長)

せっかくのお言葉に甘えて、ご宣伝させていただきたいと思います。

三田教育長)

どうぞ、アピールしてください。

図書館課長)

今年はちょうど赤い鳥創刊100年に当たり、図書館としましても秋に向けて、「児童文学と豊島区」というテーマで3回の地域研究ゼミナールを計画しています。教育委員の皆様にもご案内させていただきたいと思っておりますので、宜しく願いいたします。

三田教育長)

その際には各学校にもアピールして、先生方にも大勢参加してもらえるような企画もできればと思います。

また、お願いというか考えがあればお伺いしたいのですが、大正大学とNPOでやっている「豊島の証言」というアーカイブがあります。高野区長を初め地元の方々が昔の証言を生ので、映像でしているものです。それぞれ独自性を持ってやっていると思うのですが、最終的には図書館での収蔵やバックアップ体制がなければ、アーカイブが一部のところに所有されて広がらないのではと思います。この点について、どう検討しようとしているのかお伺いしたい。

図書館課長)

アーカイブについては、大正大学でスタジオを使って行っていると認識しています。区としてどう取り組むかについては、文化商工部でも協議しているところですので、その中で図書館が果たせる役割は何かということを考えていきたいと思っております。

三田教育長)

案内をネットで情報提供し合うとか、区民の方に見ていただく機会を提供していくと思っていますので、ぜひ宜しくお願いをしたいと思います。

どうぞ、樋口委員。

樋口委員)

今年度から図書館の司書が学校で随分活躍をしていて、さらに拡大していただけると聞いて嬉しく思っているのですが、この中には掲載されないのでしょうか。

図書館課長)

基本計画は2段的になっております。子供読書推進計画第三次を昨年策定いたしまして、

18歳までの子供期の読書計画が載っておりますが、今回重複しないように一新しまして、18歳以上を中心に記載したところでございます。最後の期間を子供読書活動推進計画と合わせたということで、この次の計画では一体的な記載をしたいと思っております。

ただ、既に子供読書活動推進計画で学校図書館との連携について、記載をさせていただいておりますし、今後もさらに充実して取り組んでいきたいと思っております。

三田教育長)

どうぞ、樋口委員。

樋口委員)

分かりました。職員が頑張っている姿をアピールするための項目があっても良いのではと思いました。ただ、それについて詳しく書くということではなく、学校も助けているというような言及があっても良いのではないかと思います、意見を述べさせていただきました。

三田教育長)

どうぞ遠慮しないでアピールしてください。ありがとうございます。

では、よろしいでしょうか。それでは、この件は了承することといたします。

(委員全員異議なし 協議事項第2号了承)

(4) 報告事項第1号 平成29年度豊島区立図書館予算概要

三田教育長)

次に、予算の概要をお願いしたいと思います。

<図書館課長 資料説明>

三田教育長)

どうもありがとうございました。

学校図書館の図書経費については、私が着任してから各学校落とさず提供してきていて、さらに資料経費として地域図書館からバックアップしてもらえるということで、蔵書数が倍増して大変有難く思っております。

指定管理者制度を導入して、中央図書館以外全館導入になりました。それにより経費が非常に節減され、しかもサービスは向上し、官民両方の知恵を出し合ってやるという一つの新しい流れがさらに広がって良かったと思います。引き続き予算を実質化して、新しい動きを作っていただければと思います。私どもも、しっかりとバックアップして参りますので、宜しくお願いいたします。

どうぞ、図書館館長。

図書館課長)

すみません。7館のうち4館が指定管理で、残りの3館は直営です。指定管理に全く任せてしまうのではなく、選書や、地域資料の発掘など、そうした事業は直営館があったほうが良いということで、バランスよく4館指定管理、3館は直営館という形で進めていくところです。

三田教育長)

申し訳ありません、訂正させていただきます。ありがとうございました。

では、この件は終わりにしたいと思います、宜しいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項第1号了承)

(5) 報告事項第2号 区立小・中学校の児童・生徒数及び学級数の状況

三田教育長)

それでは、報告事項第2号です。区立小・中学校の児童・生徒数及び学級数の状況について、学校基本調査が終わりましたので、それに基づく報告でございます。どうぞ宜しくお願いします。

<学務課長 資料説明>

三田教育長)

ありがとうございました。

見える化を図っていただき、グラフで分かりやすく説明していただき、ありがとうございます。今年度の特徴としては小規模校が単学級から2学級になったということがございます。私どもも学校訪問をさせていただき、校長先生初め地域の方に喜んでいただいています。

小規模校支援と学校の頑張りが呼応して、今回も良かったと思いますし、新しく開設した池袋本町小学校とか池袋中学校、さらには池袋第三小学校に子供が増えているということも、学校改築の波及効果かなと思っております。

白倉委員)

今年、池袋第三小学校は新しい校舎になり、クラスが増えて今まで別の小学校に行っていた人が池袋第三小学校に来るようになってきているところです。これからも新しい学校ができれば、バランスよく散らばっていくのではないかと思います。

三田教育長)

ありがとうございます。

後で巣鴨北中学校の報告もあるかと思いますが、改築する時は少し生徒数が減ってしまっていますが、改築が完了すると増えてくるという経過もあって、今後の学校改築のあり方が問われています。

今のところ、順調に動いているということでございますが、先程の学務課長の説明にもありました通り、小学校は増えて中学校は減っている。これをどうするかということをお大きな課題にしておきたいと思っております。

つまり小学校で公立は終わり、中学校で私立に行くという傾向が増えてきています。一方で保護者負担増という問題があり、議会でも入学祝い金として準備金を早く支給し、保護者負担をなくしていこうといった議論が出ています。

中学校は非常に頑張って活躍しているにも関わらず、宣伝が足りないのではないかとというご指摘もいただいています。高野区長も総合教育会議の中でも触れたかと思いますが、今後の予定があれば、学務課長より補足していただけますか。

学務課長)

今の教育長のお話の補足をさせていただきます。

都内23区の状態を見ますと、やはり、都心区は私立中学校への進学者の割合が高い傾向が多く見られます。交通の利便性が高いということ、私立学校が多く、選択肢があるという背景がありますので、豊島区だけの問題ではないと考えております。

平成27年度の区立小学校の卒業者の区立中学校進学割合と私立中学校進学割合をデータとして見ると、豊島区は、私立中学進学割合が28.7%となっています。多い区で言いますと文京区は43.5%です。中央区も36.4%が私立中学に進学しているというような状況でございます。ですから、豊島区だけではなく、23区の区立の中学校はみんな、そういった課題があると思っております。

豊島区内の中学校を見ますと、豊島区は8校、私立中学校は9校で、丁度同じくらいあります。私立中学に進学された方全てが豊島区内の私立中学に行っている訳ではありませんが、交通の便の良さや学校の多さ、または保護者の経済状況などを条件として見ても、私立中学校に進学する人の割合が28.7%というのは、23区全体と比較して見ると健闘していると思っております。

引き続き学校と一緒にあって、アピールを強化していきたいと思っております。

三田教育長)

ありがとうございます。

指導課長、どうぞ。

指導課長)

区立小学校から私立中学校に進学することについては、豊島区としても大きな課題だと考えております。区立中学校の良さを小学生の早いうちから知らせていく、各学校の特性、特色について知らせていくとともに、小中一貫教育連携プログラム等の中で、教員だけでなく児童・生徒の共通の活動や取り組みについて紹介をすることが区立中学校への進学率を高める一つの方策だと考えております。校長会、副校長会等を通して知らせていきたいと考えております。

三田教育長)

ありがとうございます。

早速、幼稚園長会、小・中学校の校長会、役員を集めて臨時会を開き、今年は学校説明も含めて新しい歩みをしようと話し合いを進めております。出来れば映像で撮り、専門家に演出していただいて、小学校3年生ぐらいから切り込んで、各小学校の保護者会に活用するというような具体的な対策を取る予定で動き始めています。具体的な形になった際に改めて申し上げたいと思っております。

樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

教育長の力強いお言葉をいただきましたので、実現して欲しいと思っております。私のいた学

校では、デモンストレーションビデオを生徒が作り、近隣の小学校に配布したことがあります。視覚に訴えるということは非常に重要だと思っているところです。

教育委員会として、公立の学校は素晴らしい、私立以上のことがたくさんある、という強い思いを保護者にアピールする様々な機会や場面を、各学校単位でも、より工夫をして増やして欲しいと思います。

例えば、中学生をもっと活用すれば良いと思います。生徒会などが中心になり、近隣の小学校に学校説明会に行くというようなことをしていると思います。ただ、5年生や6年生に聞かせているのでは遅いように思います。今の教育長のお話に重なるのですが、もっと小さい子供たちも巻き込んで、中学校に遊びに来てもらっても良いと思います。ただ文章で書いてあるということではなく、もう少しフレキシブルで、発信力のある方法をお願いしたいと思います。これが1点です。

2点目は、5月1日現在で数が確定したと考えておりますので、各学校ごとのデータがあれば、学校にお邪魔した際に非常に役に立つのでお願いしたいと思います。

三田教育長)

それは帰りにお渡しできると思いますので、宜しくお願いします。

では、この件はよろしいですか。

(委員全員異議なし 報告事項第2号了承)

(6) 報告事項第3号 巣鴨北中学校(仮校舎)での給食提供について(報告)

三田教育長)

続きまして、報告事項の第3号、巣鴨北中学校(仮校舎)での給食提供についての現状報告でございます。学務課長、どうぞ。

<学務課長 資料説明>

三田教育長)

何かご質問、意見等ございますか。

藤原委員、どうぞ。

藤原委員)

ご説明ありがとうございました。

巣鴨北中学校の生徒たちが温かい給食が食べられるということは、本当に幸せなことだと思います。他区の様子を見ますと、工事期間中は自前弁当や、パンが配られることが多いようですが、このようにきめ細かな配慮をしてくださったことに感謝します。

また、1カ月経って事故もないということで、非常に有難いなと思いますので、今後も宜しくお願いします。

ちなみに給食アレルギーの対応は、どのようにされていますか。

三田教育長)

はい、学務課長。

学務課長)

通常と同じように、旧真和中学校でアレルギー用の除去食を作って、2便目には栄養士が乗って巣鴨北中学校に行き、栄養士から担任の先生に渡すという形で確実にやるようにしています。

三田教育長)

これまでのシステムをきちんと確保しているという確認で良いですね。
よろしいですか、他にございますか。

(委員全員異議なし 報告事項第3号了承)

三田教育長)

懸案事項でしたので、関心と心配がありましたが、今の報告を受けて、本当に緻密にやってくださっていて、学校と教育委員会との協力体制がしっかりとできていると分かりました。保護者にも早いうちに報告をして、安心していただけるようにやっていただければと思いますので、宜しく願いいたします。

では、この件終わりにしたいと思います。

2時間経とうとしているのですが、休憩をとって宜しいですか。

では、5分程度休憩にしますので、11時に再開したいと思います。

(10時54分 休憩)

(11時00分 再開)

三田教育長)

それでは、教育委員会を再開したいと思います。

(7) 報告事項第4号 平成29年度能代市との教育交流事業について

三田教育長)

次に、報告事項第4号、平成29年度能代市との教育交流事業についてお願いしたいと思います。統括指導主事。

<統括指導主事 資料説明>

三田教育長)

今年度の企画と、これまでの成果についての内容になっているかと思います。ご意見等いただきたいと思います。

藤原委員、どうぞ。

藤原委員)

統括のご説明の中で、能代市に対して英語教育に関するカリキュラムを提供したという話があり、大変嬉しく思いました。能代市から学ぶ、そして豊島区から提供するというウイン・ウインの関係であることは非常に重要だと思っています。これからも、その方針を貫きながらより良い関係をもって、学び合っていけたら良いと思っています。宜しく願いいたします。

三田教育長)

ありがとうございます。

2ページの2番目、としま教育フォーラムの件ですが、初日は小・中学校、幼稚園も含めて全教員による実践報告シンポジウムとなっております。内容としては、実践交流はお互いにとって良い経験になると思います。先生が直接実践の中から感じる事、学ぶことはたくさんあると思いますので、その日で終わりということではなく、能代市はその後どう生かして使っているのか、お互いに情報提供し合って、各学校にフィードバックするとやった意味をより感じられると思います。交流しただけで終わらず、工夫して続けて欲しいと思います。

能代市の先生は限られた先生しか来ることができません。いつも20人程度です。それに対して、迎える豊島区の先生がたった40人程度では、豊島の姿勢を感じてしまうと思います。悉皆でやるのであれば、2日目は各学校の小・中学校、幼稚園も含めても良いと思いますが、研究推進委員会レベルの方に参加してもらいようにしなければならないと思います。豊島区からの参加者がもう少し協議をすることで研究の進め方が変わった、あるいは刺激を受けて改善できたというような内容になれば良いと思います。

一番学んで欲しいのは、先生です。能代市は、全校の先生方が代表格で来ていますし、研究推進委員長のような役職の方も来ています。ですので、有効にその場を使うということが一番考えて欲しいです。(5)教育懇談会のテーマは、研究の進め方と英語についてでしたが、例えば豊島区の英語教育あるいは英語活動で一生懸命やっている学校を、小学校と中学校の連携でどうやっているのかも含めて、先生の力になるような懇談を用意し、1日目の全体会と功を奏して裏をとっていけるのではないかと思います。年数を重ねてきて成果もたくさん出てきている取組ですので、工夫をして厚みをもたせてもらいたいと思いますので、宜しくご検討いただきたいと思います。

では、この件はよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項第4号了承)

三田教育長)

各教育委員の皆様には教員派遣団の中で一緒に同行いただきたいと思いますので、宜しくお願いいたします。

(8) 報告事項第5号 平成28年度教育委員会後援名義使用の承認状況について(第4四半期)

三田教育長)

それでは続きまして、報告事項第5号、教育委員会の後援名義の使用の承認状況について、庶務課課長お願いいたします。

<庶務課長 資料説明>

三田教育長)

報告が終わりました。

何かご質問、意見等はございますでしょうか。

それでは、これについては承認させていただきます。

(委員全員異議なし 報告事項第5号了承)

(9) 報告事項第6号 豊島区教育大綱の決定について

三田教育長)

続きまして、報告事項第6号、先般行われました教育総合会議での豊島区教育大綱の決定について、庶務課長お願いいたします。

<庶務課長 資料説明>

三田教育長)

ありがとうございました。

これにつきましては、先般の各委員から出された意見に基づいて、手を入れて改善したということでご了解いただければと思います。

これについての周知はどのようにされるのか、確認をしておきたいと思います。

庶務課長)

まず、ホームページに掲載いたします。それから増刷いたしまして、各学校教職員、保護者、PTA関係、また区長部局の関係部課長にも周知をさせていただきたいと考えてございます。

三田教育長)

議会はどうされますか。

庶務課長)

議会にもご報告させていただきます。

三田教育長)

どうやって活用して生かしていくか、ということが大変大事かと思っておりますので、周知徹底を宜しくお願いしたいと思います。この件については終わりにします。

(委員全員異議なし 報告事項第6号了承)

(10) 報告事項第7号 三田一則教育長の執務報告(平成29年4月27日～5月10日)

三田教育長)

では、続きまして、報告事項の第7号、執務報告でございます。

<教育長 資料説明>

三田教育長)

質問はございませんか。

この件については終わりにしたいと思います。

(委員全員異議なし 報告事項第7号了承)

(11) 報告事項第8号 非常勤職員の任免について(学校開放指導員・学童指導専門員・学童指指導員)

(12) 報告事項第9号 臨時職員の任免について(学校開放指導員・子供スキップ臨時職員)

三田教育長)

では、人事案件に入りたいと思います。報告事項の第8号、第9号でございます。非常勤職員の任免、臨時職員の任免について、放課後対策課長、お願いいたします。

<放課後対策課長 資料説明>

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 報告事項第8号了承)

(委員全員異議なし 報告事項第9号了承)

(13) 報告事項第10号 臨時職員の任免について (教育支援員)

三田教育長)

では、続きまして、報告事項第10号臨時職員の任免について、教育センター所長お願いいたします。

<教育センター所長 資料説明>

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 報告事項第10号了承)

三田教育長)

ありがとうございます。

それでは、今日予定されている案件は、これで全て終了ですが、その他何かございますか。

では、以上をもちまして第5回教育委員会定例会を終了いたします。長時間ありがとうございました。

(午前11時46分 閉会)